

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年11月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200030号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200025号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年4月1日から同年3月7日に訂正し、昭和55年3月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和55年3月7日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和55年3月7日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年3月7日から同年4月1日まで
② 昭和56年1月18日から同年2月1日まで

A事業所に昭和55年3月7日から昭和56年1月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録は昭和55年4月1日資格取得、昭和56年1月18日資格喪失となっているので、両請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたA事業所の給与支払明細書(以下「給与支払明細書」という。)によると、請求者は、昭和55年3月7日からA事業所に継続して勤務していたことが確認できる上、給与支払明細書及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の昭和55年3月の標準報酬月額については、オンライン記録における資格取得時(昭和55年4月1日)の標準報酬月額及び昭和55年4月の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和55年3月7日から同年4月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、給与支払明細書によると、請求者の当該事業所における最終出勤日は昭和56年1月15日であり、請求期間②に係る給与が支払われていないことが確認できる。

また、事業主は、請求者の給与支払明細書については当時のもので間違いのないと思われるが、当時の状況は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る請求内容について確認することができない。

さらに、請求者は、当該事業所を一緒に退職し、転職先が同じであった同僚3人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、当該同僚3人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、いずれも、請求者と同じ昭和56年1月18日となっていることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録においても、請求者及び当該同僚3人の離職日は昭和56年1月17日となっており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間②及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存及び所在が確認できた5人（請求者が照会を希望していない同僚一人を除く。）に照会し、3人から回答が得られたものの、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間②に係る請求内容について確認できる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200014号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年7月1日から平成16年1月1日まで

請求期間について、A社に代表取締役として勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本によると、請求期間当時、A社はB市C区に所在し、請求者は同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成18年10月2日に商号変更した後のA'社(所在地はD市)として、令和元年7月24日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、同日前に適用事業所であった記録は確認できない上、日本年金機構は、平成13年7月当時の届出書は保存期限経過のため確認できないが、同時期前後の事業所記号払出簿に当該事業所の記載がないこと及び当時の取扱いを踏まえ、当該事業所から社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険新規適用届の提出はなかったものと考えられる旨の回答をしている。

また、請求期間において、仮に、当該事業所から厚生年金保険新規適用届及び請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、複数回にわたり請求者の標準報酬月額に係る届出のほか、厚生年金保険適用事業所全喪届及び請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する必要があったこととなるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出について記録していないとは考え難い。

さらに、当該事業所の代表取締役である請求者は、社会保険に係る事務手続及び給与計算事務についても自身が行っていた旨の陳述をしているものの、請求期間に係る厚生年金保険の届出及び同保険料の納付を行ったとする資料のほか、自身の給与から同保険料が控除されていたとする資料を所持していないことから、請求期間における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時に居住していたB市の回答によると、請求者は請求期間を含む平成10年7月16日から平成20年3月7日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。